

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件 一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件 一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における諸届出を受理する場所を定めた件 二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件 二
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を選任した件 二
- 最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会長及びその職務を代理すべき者を選任した件 二

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

選挙長の職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名	住 所	氏 名
福島県第一区	福島市	白石 孝之	福島市	上樫 治男
福島県第二区	郡山市	小貫 薫	福島市	境野 浩義
福島県第三区	会津若松市	本田 伸雄	郡山市	鶴巻 貴司
福島県第四区	いわき市	半澤 浩司	いわき市	角田 和行

福島県選挙管理委員会告示第七十三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

選挙長の事務を取り扱う場所

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
福島県第一区	福島市杉妻町二番一六号 福島県県北地方振興局
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県県中地方振興局
福島県第三区	会津若松市追手町七番五号 福島県会津地方振興局
福島県第四区	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき地方振興局

立候補の届出を受理する場所

選挙区	立候補の届出を受理する場所
福島県第一区	福島市杉妻町二番一六号 福島県庁北庁舎四階災害対策県北地方本部室
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県郡山合同庁舎仮設庁舎二階第一会議室

福島県 第三区	会津若松市追手町 七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室
福島県 第四区	いわき市平字梅本 一五番地	福島県いわき合同庁舎本庁舎四階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。
令和六年十月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 届出の種類
 - 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
 - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受理する場所

選挙区	届出を受理する場所	
福島県第一区	福島市杉妻町二番一六号	福島県東北地方振興局
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県中地方振興局
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地	福島県南地方振興局
	会津若松市追手町七番五号	福島県会津地方振興局
福島県第四区	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき地方振興局

福島県選挙管理委員会告示第七十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、各選挙区における選挙会の場所を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり指定し、当該選挙会の日時を次のとおり定めた。
令和六年十月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時
福島県 第一区	福島県庁北庁舎四階災害 対策県北地方本部室	令和六年一〇月三〇日 午前十一時
福島県 第二区	郡山市麓山一 丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎仮設 庁舎二階第一会議室
福島県 第三区	会津若松市追 手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎 新館二階大会議室
福島県 第四区	いわき市平字 梅本一五番地	福島県いわき合同庁舎本 庁舎四階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。
令和六年十月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙分会長
 - 福島市 遠藤 俊博
- 二 選挙分会長の職務を代理すべき者
 - 福島市 二瓶 達也

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会長及び福島県審査分会長の職務を代理すべき者を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十五条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。
令和六年十月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 審査分会長
 福島市 菅野 浩司

二 審査分会長の職務を代理すべき者
 福島市 草野 博行